平成２１年（フ）第７３１号
埼玉県坂戸市千代田３丁目９番53―305号
若葉ハイム、前住所埼玉県さいたま市桜区田島１丁目９番３―102号
債務者　松井　友作
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９６号
岐阜県飛騨市神岡町梨ケ根216番地
債務者　高木　純子（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２９９８号
名古屋市西区稲生町１丁目47番地
債務者　近藤　三郎
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２号
三重県伊賀市川東3459番地
債務者　山本　信義
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６６２号
滋賀県高島市新旭町旭1046番地７、前住所滋賀県高島市新旭町針江265番地３
債務者　竹中　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５７号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山1032番地４
債務者　川口　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６１号
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝56番地、主たる営業所の所在地滋賀県犬上郡豊郷町安食西1198番地
債務者　サイレント・ベルこと　岡本　卓也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝56番地
債務者　岡本　彩子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５７２号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地市営竜が台住宅２―1202号
債務者　岡田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４４号
神戸市中央区坂口通６丁目２番３号
債務者　田名後美帆
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９２号
神戸市長田区高東町３丁目２番14号
債務者　森　　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９５号
神戸市兵庫区西柳原町３番25―1002号
債務者　谷　ミチ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３９号
兵庫県伊丹市昆陽池２丁目107番地
債務者　夏原　邦子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５４号
兵庫県宝塚市売布２丁目８番15号　Kマンション203号、前住所埼玉県川口市飯原町13番28号　ハイムイイハラ202号保坂方
債務者　新木　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１１号
鳥取県境港市朝日町48番地
債務者　幸山　正人
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２４３号
鳥取県米子市冨士見町75番地４
債務者　門脇　　洋
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５８号
鳥取県米子市東福原５丁目８番26号　103号
債務者　谷本　励久
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７９号
広島県三原市宗郷１丁目４番19号
債務者　田房　卓志
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係